

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>本件は、本邦 G-SIBs 等が対象になると認識しているが、テストの実施については、他の金融機関（少なくとも規模の大きい地域金融機関や大手の保険会社等）も有用であると思われる。これらの金融機関に対して、テストの実施を正式に求める予定はあるか。もしくは監督指針に明記しないまでも、これらの金融機関も自主的なテストや演習を、経営陣を交えるなどして実施すべきと考えるか。</p>	<p>今回の改正案については、金融機関の危機時に我が国の金融システムに著しい混乱が生ずることを防ぐため、金融機関が整備を進めている破綻処理準備態勢等の自己検証を求めるものであることから、現時点において、当該破綻処理準備態勢等の整備の対象となっていない金融機関に対してその監督指針において同様の取組みを求めるものではありません。</p> <p>もっとも、一般論として、対象となっていない金融機関においても、危機時を想定した自己検証を行うことについては金融機関の自主性に委ねられており、同様の着眼点の下で金融機関の規模・特性に応じた取組みを行うことは、リスク管理の高度化を図る観点から有益なものと考えています。</p>
2	<p>大規模な保険会社には、再建・処理計画について監督指針で定められているが、今後、今回の改正案（特にテスト）は、大規模な保険会社にも適用し得るのか。また、米国や欧州の海外の大規模な保険会社では、このようなテストは行われているのか。</p>	<p>No. 1 への回答をご参照ください。</p>
3	<p>バリュエーション時に必要な態勢を整備する点につき、必要な態勢に掛かる具体的な視点をもう少し教えてほしい。特にどのくらいの時間をかけて、各バリュエーションを実施すべきと考えるか。</p>	<p>各バリュエーションの実施及び結果報告に求める時間軸については、対象となる金融機関のグループ構造や実際の危機のシナリオに応じてケースバイケースであることが想定されるため、一律に基準を示すことは難しいものと考えています。</p>

		<p>具体的には、対象となる金融機関各社の態勢整備、バリュエーションに係るテスト・演習の実施状況、国際的な議論の状況等も踏まえ、個々の金融機関との議論を経て、態勢の拡充を促していくことを想定しています。</p>
4	<p>こうしたテスト・演習は主要行だけではなく、あらゆる金融機関に意味のあることだと考えるが、今後こうした概念を幅広い金融機関に広げる予定等はあるか。</p> <p>また、各バリュエーションについて、どの程度の時間をかけて実施することを想定しているか。</p>	<p>No. 1～3 への回答をご参照ください。</p>
5	<p>意見 1</p> <p>【項番】 Ⅲ－1 1－7－2 主な着眼点及び監督手法・対応 (1) バリュエーション 1</p> <p>【該当箇所】 グループ全体の再建可能性を判断するため、海外法域における現地規制等も踏まえた移動可能な資本・資産（余剰 TLAC を含む。）について把握することができる態勢を整備しているか。</p> <p>【意見】 余剰 TLAC の算出方法や定義は、グローバルにも概念のみが示されている状況と理解しており、この対応の詳細は金融庁との協議を通じて明確化していくとの理解でよいか。</p> <p>意見 2</p>	<p>意見 1 については、基本のご理解のとおりですが、加えて、2023 年 7 月に金融安定理事会（FSB）が「余剰 TLAC の利用—危機管理グループのための考慮事項」（原題：Deployment of Unallocated Total Loss-Absorbing Capacity (uTLAC) Considerations for Crisis Management Groups (CMGs)）と題する文書を公表しました。今後は、本文書に示された考慮事項も参考としつつ、ご理解のとおり、個々の金融機関との議論を経て余剰 TLAC に係る対応を促していくことを考えています。</p> <p>意見 2 から 4 については、いずれもご理解のとおりです。</p>

【項番】

Ⅲ－１１－７－２ 主な着眼点及び監督手法・対応 （１）バリュエーション１

【該当箇所】

主要子会社に関して、直近の財務諸表作成以降に純資産の額への影響の観点から時価の再評価が必要な資産・負債について、適時の算出が可能な態勢を整備し、評価の前提、評価モデル及び算出期間等を検証・確認しているか。

【意見】

再評価が必要な資産・負債についての適時の算出にかかる「評価の前提」・「評価モデル」とは、極めて短期間（例えば、T+5日等）でバリュエーションを行うための、一定の割切りを許容したモデル（時間制約を踏まえ、可能な範囲で実態に即した評価となるモデル）という解釈でよいか。

意見３

【項番】

Ⅲ－１１－８－２ 主な着眼点及び監督手法・対応

【該当箇所】

プレイブックに基づき、検証内容に応じて経営陣や海外拠点も含めたシミュレーション形式での演習等を実施したうえで、破綻処理準備態勢等の実行可能性について内部監査部門や第三者等を交えた効果的な検証を行い、その検証を通じて破綻処理準備態勢

	<p>等の改善点を確認し、高度化を図るといった、いわゆる PDCA サイクルによる継続的な改善を図っているか。</p> <p>【意見】</p> <p>「経営陣や海外拠点も含めた」や「内部監査部門や第三者等を交えた」は、「演習等」や「効果的な検証」を実施するうえでの方法論の一つと考えており、必ずしも毎回求められるわけではなく、当局と協議の上で都度検討するものという理解でよいか。</p> <p>また、内部監査部門や第三者等に期待する役割やその関り方の深度についても、当局と協議のうえで都度検討するものと考えてよいか。</p> <p>意見 4</p> <p>【項番】</p> <p>Ⅲ－１１－８－２ 主な着眼点及び監督手法・対応</p> <p>【該当箇所】</p> <p>テストングに関する方針やテーマを明確にしたうえで、中期の計画を策定しているか。</p> <p>【意見】</p> <p>テストングに関する中期計画は、事業環境や国際情勢の変化等を踏まえて随時見直し可能なものとの理解でよいか。</p>	
6	<p>クレディ・スイスと UBS の合併等を見ていると、秩序だった破綻処理は、結局は無理なのではないかとも思える。つまりどれだけ制度を充実させようと、最後に当局判断で破綻処理を行わないの</p>	<p>秩序ある処理等を円滑に実施するためには、対象金融機関において破綻処理準備態勢等の実行可能性を高める必要があるところ、今回の監督指針の改正はこうした取組みの一環です。危機時</p>

	<p>であれば、体制整備にかかるコストに見合わないのではないかと も考える。この点に関する当局の考えはいかがか。</p>	<p>の実際の処理方法については、主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ－11－6－1－2②及び金融商品取引業者等向けの総合的な監 督指針Ⅳ－8－6－1－2②に記載のとおり、個別の事案毎に対 象金融機関の実態を考慮のうえで決定することが想定されていま す。</p> <p>なお、FSBは2023年10月に、クレディ・スイス等の事案から 得られる破綻処理に関する教訓を整理した報告書「2023年の銀行 破綻：破綻処理への暫定的な教訓」（原題：2023 Bank Failures： Preliminary lessons learnt for resolution）を公表しました。 その報告書においては、FSBが策定した国際的な枠組み（「金融機 関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」）に基づくスイス当 局及びクレディ・スイスによる事前の準備は、秩序ある処理を実 行可能な代替策として提供したという意味で、枠組みの健全性を 示したと結論付けられているほか、危機時の柔軟性を確保するた めに破綻処理ツールの選択肢を広げておくことの重要性が指摘さ れており、国際的にも、秩序ある処理等に係る態勢整備は重要で あるとの認識が共有されていると考えています。</p>
7	<p>主要行指針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ページの改正案欄の8行目「以下、」は「以下」のほうがよい。 ・ 2ページの改正案欄の13行目「あたって」は「当たって」の ほうがよい。 	<p>貴重なご意見として承ります。</p>